

(公社)北海道社会福祉士会

北海道内における 司法と福祉の連携

その現状と課題について

(公社)北海道社会福祉士会 司法分野との連携特別委員会

2017年3月25日

会長挨拶

北海道社会福祉士会は、2014年度、高齢者や知的障がい者等の福祉的支援を要する「被疑者・被告人段階」の支援について、日本弁護士連合会をはじめとする司法関係機関との連携のもと、司法分野における社会福祉士の関与のあり方に関する連携スキームを検討するための調査研究事業（日本社会福祉士会実施）に協力をしました。

この事業は、逮捕時、裁判段階等において、弁護士等との連携のもと、福祉的支援を必要とする高齢者・障がい者等に対し、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士が関与し、「接見」「アセスメント」「更生支援計画の作成」「居住環境の調整」「福祉・医療サービスの利用調整」等の実践を、都市部（札幌、横浜、大阪）でモデル的に実施したものです。連携の相手方は札幌弁護士会でした。

すでに道内においても、個別案件として弁護士等と社会福祉士とが連携して、「被疑者・被告人段階」の方への「入口支援」を行っている事例はあります。ただ、こうした個々の取り組みだけにとどまらず、対外的に私たち社会福祉士としての実践を示し、システムを構築していくには、北海道社会福祉士会として組織的に取り組み、弁護士等の司法分野の専門職との連携の仕組みを作っていく必要があります。

しかし、個々のレベルでの連携は築けても、組織間の連携には様々な課題があることを、日本社会福祉士会のモデル事業を通して認識することになりました。また、司法分野との連携のための社会福祉士としての知識や経験不足、組織的な未熟さも露呈しました。

その一方で、北海道社会福祉士会の中では、この新しい領域への挑戦を会として継続していこうという機運が高まり、モデル事業が終了した後も、モデル事業のために設置した司法分野との連携特別委員会を継続して本会独自の委員会として残していくことにして現在に至っています。

本報告書は、道内各地区支部の委員が中心となり、委員会活動として取り組んだ各地区支部内での様々な司法分野の関係職種との連携事例を積み重ねた経過報告や個別の事案への対応等々をコンパクトにまとめ、活動をふりかえりながら、抱える課題と今後の展望を考える内容となっております。

本報告書は改めて読み起こすと、丹念にまとめられた文章の中に、今後も北海道社会福祉士会として取り組むべき課題が多いことに気づかされますが、今後社会福祉士への期待が高まる中、適切に連携していくためには持続可能な連携の仕組みを会として構築していかないとならず、「そこに無い仕組みや資源は創っていこう」という気持ちが沸いてきます。

会員のみなさまご自身にこの報告書を手にとっていただき、司法と福祉の連携のあり方を考えてもらう一助としていただくことを願うとともに、身近な司法分野の関係職種の方に「社会福祉士会ってこんなことを始めている」と伝えてもらえるとありがたいです。そのことが、「連携」のはじめの1歩だと考えます。

最後にお忙しい中、報告をまとめていただいた湯浅委員長をはじめとする委員の皆様にご心より感謝申し上げます。

公益社団法人 北海道社会福祉士会
会長 高橋 修一

はじめに —この報告の目的—

日本社会福祉士会では、2013年度より「司法分野における社会福祉士の関与のあり方に関する連携スキーム検討事業」というテーマで、被疑者・被告人段位の高齢者、障害者の支援に取り組みました。これらはモデル地域での取り組み等を得ながら2015年度に報告書*としてまとめられました。

北海道では、このモデル事業での取り組みを踏まえながら、北海道での「司法と福祉の連携」について特別委員会を設置し、道内各地での司法と福祉の連携について状況の把握や意見交換、またシンポジウムの開催などを重ねながら司法と福祉の連携のあり方について、検討してきました。

モデル事業での取り組みもさることながら、道内各地においては司法と福祉の連携が各地域の弁護士会をはじめとする各機関から、求められている現状がありました。

地区支部においては地域の弁護士会と勉強会を開始し、それを重ねている地域。弁護士や地検などから支援の相談、要請を受ける事例等々私たちの想像以上に、地域から司法と福祉の連携を求める声が強いことを実感してまいりました。

この度、報告書として地区支部ごとに、現状での支部や地域での取り組みをまとめることにしました。そして、このことにより道内全体としての司法と福祉の連携に関する課題を見出すことができると考えています。

尚、念の為に申し添えますが、この報告は各地区支部の取り組みの優劣を計るものではありません。北海道という広範囲な土地柄、様々な状況の違いがあります。他の各地区支部の取り組みが各地区支部において、少しでも役に立つものとなることを願ってのものです。

この報告がそれらの一助となることを願ってやみません。

(公社)北海道社会福祉士会

司法分野との連携特別委員会

石岡 政
加藤 侑大
清水明日香
立蔵 昭彦
長村 麻子
安田 昌彰
湯浅 弥
要垣内善文

* 「司法分野における社会福祉士関与のあり方に関する連携スキーム検討事業報告書」

平成 27 年 3 月(公)日本社会福祉士会

道央地区支部（報告者：安田 昌彰）

現状

1. モデル事業での取り組み

道央地区支部における司法と福祉の連携については、日本社会福祉士会が実施した「2014年度司法分野における社会福祉士の関与のあり方に関する連携スキーム検討事業」において札幌が対象都市の一つに指定され、支部会員がモデル事業に関わった経緯がある。具体的には、札幌弁護士会や札幌地方検察庁から3件の相談依頼があり、道央地区支部の社会福祉士が選任され、支援を実施した。

その中で明らかとなった成果や課題として

- ①把握段階では、弁護士による対象者の把握等
 - ②スクリーニング段階では、支援の可否判断への組織的な体制、十分な理解のもとでの本人同意等
 - ③情報収集段階では、弁護士と社会福祉士の適切な役割分担での接見時間の確保や客観的情報の収集等
 - ④計画立案段階では、本人の安定した地域生活を可能とする視点、司法関係者への平易な説明や資料等の添付等
 - ⑤支援準備段階では、釈放後の住居や支援体制の確保、自治体の関与等
 - ⑥終結段階では、支援者等への引継ぎ、継続的に支援できるキーパーソンの確保等
- があげられている。(以上、2014年度「司法分野における社会福祉士の関与のあり方に関する連携スキーム検討事業」報告書概要)

2. モデル事業後の取り組み状況

翌年7月、北海道社会福祉士会は「司法分野との連携特別委員会」を発足させ、連携のあり方を協議するほか、各地区支部における「仕組みづくり」等を進めることとした。

道央地区支部では、モデル事業で構築した札幌弁護士会や札幌地方検察庁との関係性や経験等を更に継続・発展させるべきところであったが、実態は札幌弁護士会等との単発的な協議や弁護士会主催の研修等に参加するに留まった。

このためモデル事業で構築した相談支援体制は機能せず、札幌弁護士会等からの相談・依頼は障害者相談支援事業所や地域生活定着支援センター等であったり、個々の社会福祉士への依頼となり、組織的な仕組み・システムとはなっていない状況である。

3. 司法分野との連携に関する支部体制の確立

このことから昨年、道央地区支部において「司法分野担当幹事」を配置し、司法分野との連携特別委員会委員との連携が確立されたところである。また本年から札幌弁護士会との協議を再開することとしている。

具体的な取り組みとして、本年3月4日（土）に司法分野に関する研修会「入口支援の流れと実際の状況・社会福祉士に期待すること」と題して、札幌地方検察庁刑事部社会復帰支援担当 釣 秀樹氏の講演、司法分野の連携特別委員会委員から「入口支援・弁護士との連携」の報告がかでる2・7で開催し、36名（会員：34名、非会員4名）が参加した。

今後の課題

1. 弁護士会、検察庁との連携の推進

連携の在り方について、モデル事業の成果を基に継続的に協議を重ね、具体的な取り組みを再起動させること。

2. リーガル・ソーシャルワークの質の確保

連携においては各々が相互の分野を理解することが求められ、体系的、継続的な研修の機会が必要である。

なお、「リーガル・ソーシャルワーク研修」の道内開催が予定されている。

3. 連携・システム化の推進

①札幌圏とその他の地域の連携の在り方

札幌は司法との連携の環境が整っているが、札幌以外の石狩、空知、後志ブロックではニーズも含め検討を要する。特に弁護士会のエリアと社会福祉士会のエリアが異なっている中での連携のあり方などは工夫を要する。

②担当社会福祉士の体制の確立

担当社会福祉士の体制を確立するうえでネックとなるのが、支援に係る時間的な制約や、勤務型社会福祉士においては業務としての位置づけ等があげられる。リーガル・ソーシャルワーク研修を受けても、業務としての位置づけがないと動きづらいのが実際ではないだろうか。

③事業所の確保

現状、本人を受け入れてくれる福祉・医療サービス事業所の確保は容易ではなく、事業所への理解・啓発が急がれる。

④自治体との連携

本人の地域生活への支援は医療・福祉等関係者だけでは困難であり、「再犯の防止等の推進に関する法律」の成立もあり、自治体の関与は責務と考える。

⑤報酬

誰がどのように負担するのか、創意と工夫と運動が必要である。

日胆地区支部（報告者：加藤 侑大）

現状

日胆地区支部の司法・福祉との連携においては、触法障がい者、高齢者支援は弁護士と、行政、各相談支援機関とが必要に応じて個別に連携を図っている状況であり、社会福祉士会日胆地区支部としての取り組み実践には至っていない。

その理由としては、地域全体を各地域にいる社会福祉士が把握しきれていないことや、それぞれの地域で司法連携し支援を行う立場にないことがあげられる。一方で苫小牧市内の地域包括支援センターと有志の弁護士が協働により勉強会を定期開催し、関係性の中で実際に連携した支援に繋がる例も見られているが、その活動が他の地域に波及する動きは特段ないのも現状である。

支部内では、委員を通じて司法連携に関する必要性を確認しており、本来の事業計画にはなかったが、試行的に研修事業を企画し実施した。

平成 27 年度に支部外に居住している障がい者の支援の入口支援に関わる依頼を受け対応、福祉的支援の必要性を判断するためのスクリーニングおよび情報収集を目的とした接見を実施しており、平成 28 年 3 月 4 日に司法分野に関する研修会にて、支援に関わる実際と課題について報告を行っている。

また、地区支部の独自事業として平成 27 年 12 月 5 日「累犯高齢者の支援と対応について」というテーマで、大谷和広法律事務所の大谷 和広弁護士より、高齢者本人の支援の課題や連携の在り方についても、司法分野との相互理解をより深める機会を企画。

平成 29 年 2 月 11 日には地区支部の独自事業として「地域福祉ケア学習会」を開催、札幌刑務所札幌刑務支所にて「女子施設地域支援モデル事業」として受刑者の更生支援にかかわる社会福祉士、佐藤 珠美社会福祉士より「受刑者支援の実際と福祉の連携」をテーマに講演を頂いている。研修を重ねることにより、参加者からは触法障がい、高齢者者の支援において福祉的ニーズが高いことが確認出来た。

今後も入口支援の現状と広く啓発していくことはもちろんのこと、地域支援、連携の実例をもとに地域における触法者支援が地域において現実として認識していけるような取組も一体的に行うことが必要であると考えられる。

今後の課題

・触法障害、高齢者への支援の実情を会員、非会員問わずに広く周知していくと共に、実際の連携や対応について、具体的なメソッドを用いながら学習会等の機会を重ねていくことが必要である。特に、司法機関との連携については社会福祉士の働きや役割が未だ浸透されていない実情からも、積極的に弁護士、検察庁等とのつながりを深め、支援につながるきっかけを増やしていくことが今後必要であると考えられる。

・地区支部内においても、今後の司法連携の在り方については存分な議論が重ねられていない状況であるため、地区支部内の各エリアの実情を把握すると共に、専門性を高めていける検討会や研修会の企画が必要である。

十勝地区支部（報告者：長村 麻子）

現状

十勝地区支部では、北海道社会福祉士会における「司法分野との連携特別委員会」の設置を受け、支部役員会内において司法との連携について全道の動きの情報共有、支部内での活動について協議を行ってきた。

また、釧根地区支部にて開催された『「罪に問われた障がい者等についての福祉との連携」に関する説明会（平成 28 年 5 月 19 日開催）』に参加し、釧根地区支部の活動について情報を得るとともに、十勝地区内での弁護士会、精神保健福祉士協会の現状について情報収集を行った。十勝地区では、出口支援は、それぞれの専門職が各所属機関で対応していることがわかった。一方、入口支援へのニーズは現状では明確には見えてこなかった。しかし、釧根地区支部の活動状況を聞いても、地域ニーズは高まっていることがわかることから、十勝地区支部においても重点課題として取組んでいく見解に至った。

具体的には、平成 28 年度より会務執行体制の中に「司法連携部会」を設置し、高齢・障がい・生活困窮など多様な分野に所属している会員が委員として活動している。

今後の課題

上記「十勝地区支部司法連携部会」において、今後の課題を検討した。

入口支援については、個々の会員が単発的に事案に対応している状況である。十勝地区支部としての動きではなく、全体ニーズの把握はできていない。

上記の『「罪に問われた障がい者等についての福祉との連携」に関する説明会（平成 28 年 5 月 19 日開催）』において、弁護士会と顔合わせを行い情報交換していく方向性を確認できた。現在、懇談会の実施に向けて調整を行っているところである。まずは弁護士との情報交換を重ね、その中で社会福祉士に対してニーズがあるかどうか話し合いを積み上げていきたい。

具体的には、司法連携に係る交流会や勉強会を開催し、弁護士と気軽に相談できる関係・ネットワークづくりを行い、その中で地域のニーズ把握を行っていきたい。

釧根地区支部（報告者：石岡 政）

現状

釧根地区支部としては、釧路弁護士会、北海道精神保健福祉士協会道東ブロックと協働し、被疑者・被告人段階における支援スキームの仕組みづくりを目指し、弁護士、精神保健福祉士、社会福祉士の任意参加（全体で25名程度）で「司法と福祉の連携に関する勉強会」を重ねることで、連携する上での課題等を検討してきた。

検討内容等については下記のとおりである。

（1）支援対象者について

- ① 認知症又は認知症が疑われる者。
- ② 療育手帳、精神保健福祉手帳を有する者又は知的障害や精神障害等が疑われる者。
- ③ 既存の福祉サービスが未利用になっている者又は支援の見直し等が必要な者。

当初は被告人段階の支援を中心とする。

被疑者段階では時間的な制約等から具体的な支援を検討することが難しい場合や、支援の具体的な必要性が判然としない場合も多いため。（現状では被疑者段階での支援は保護観察所による更生緊急保護で行われる可能性が高いと考えられる。）

対象者の犯罪の種類に特に限定はないが、福祉職側の対応の難しさから薬物事犯（覚せい剤、大麻など）への対応は当初は保留とし、引き続き検討する。

（2）要請方法等について

弁護士から特定の社会福祉士等に支援を求め、早急な対応が困難であることが想定されるため、司法・福祉会議（仮称）を創設し、要請があった際は、司法・福祉両関係者（各士会ごとに登録）が複数集まったうえで支援について検討する。

（3）支援内容等について

具体的な連携方法や支援内容がどこまで実施できるかは個別での検討となるが、釈放後の福祉サービス手配等も含めた環境調整を行う努力をする。

- ① 支援内容の検討と支援内容に関する相互の情報提供。
- ② 必要に応じて同行接見。
- ③ 報告書等の作成。
- ④ 福祉職の証人尋問など。

（4）支援計画等について

支援計画の調整を短時間で行うことは困難な場合が多いため、支援計画の作成にこだわらず、調整過程の証拠化および公判頭出の仕方は連携し工夫する。

（5）情報共有について

前記、司法・福祉会議（仮称）での情報共有については、守秘義務および個人情報保護の観点から被告人の同意を前提としており、同意書を徴収する方向で検討する。

ただし、同意を得られなかった場合でも福祉サービス・地域資源等の一般論的なアドバイスを目的で司法・福祉会議に相談することも方法とする。

（6）費用等について

支援にかかる費用等については、国選弁護報酬の報酬金を福祉職と分配するスキームは、現状想定されていない。

できる限り業務として行えるように工夫するとともに、それにより難しい場合も想定されるため、引き続き検討を進める。

(7) 会員の名簿登録及び情報共有

当支部会員のうち、これらの活動に協力可能な会員を募集し、現在 10 名程度登録をしている。登録者の名簿については、会員の同意を得た上で釧路弁護士会とも共有をしている。会員への相談等の窓口については、支部長が窓口を担っている。なお、北海道精神保健福祉士協会道東ブロックも当支部と同様の対応をとっている。

今後の課題

- ① 司法的な制約の中で福祉的な対応がどれだけ可能であるのか。
- ② 費用等のことから、業務として対応が可能か。
- ③ 個人にかかる負担の軽減。
- ④ 支援にかかるネットワークづくり。

平成 29 年 3 月 12 日には、「生きづらさを抱えた人々への支援」と題し、被疑者・被告人段階の支援を考える市民公開講座を釧路弁護士会及び北海道精神保健福祉士協会道東ブロック共催にて開催した。今後も関係者のみならず、地域の問題として理解を深め、ネットワークづくりを図りたい。

オホーツク地区支部（報告者：立蔵 昭彦）

現状

オホーツク地区支部も道北・道東同様、エリアが広く全体の現状を把握するまでには至っていないのが現状である。そのため、紋別市で権利擁護セミナーを開催する機会があったのでその中で司法と福祉の連携活動について周知する・理解を深める目的で触法障がい者支援の講演をひまわり基金法律事務所所長の長岐和恵弁護士に依頼し実施した。同弁護士は東京での前職時代に触法障がい者を支援する任意団体である東京 TS ネットにおいて設立当初から法人化するまで参加、関係者とともに更生支援計画を立て障がい者支援を実践してきた若き女性弁護士である。

セミナーの中でアンケート調査を実施し触法障がい者支援についての制度等理解がどの程度進んでいるので実態の把握を行った。以下がその内容である。

2017. 2. 18（土）権利擁護セミナーアンケート集計・結果

<触法障害者支援について>出席者数34名中、21名が回答

①入口支援を知っているか	
未回答	0
知っている	3
少し知っている	4
あまり知らない	2
知らない	12
合計	21

②出口支援を知っているか	
未回答	0
知っている	4
少し知っている	5
あまり知らない	2
知らない	10
合計	21

③地域生活定着支援Cを知っているか	
未回答	0
知っている	2
少し知っている	7
あまり知らない	4
知らない	8
合計	21

④入口・出口支援の必要性	
未回答	3
共に必要	18
入口支援のみ	0
出口支援のみ	0
別の方法・制度	0
合計	21

出席者は34名で所属は管内の介護事業所、ケアマネジャー、相談支援専門員、警察署、社会福祉協議会、障がい者支援団体、役場、保健師、養護学校、包括支援センターなど、また法テラス旭川の弁護士2名にも参加いただいた。

今後の課題

入口・出口支援、地域生活定着支援センターについては「あまり知らない」「知らない」が過半数を超えている。また自由意見の中でも「初めて聞いた」というものもありが必要性については参加者のほとんどが「共に必要」と考えておりセミナーが司法と福祉の連携についての良い周知活動になったことがわかった。

この結果を踏まえ、関係者のみならず一般市民においても広く周知啓蒙活動を行い地区全体に連携の重要性を浸透させてゆくことが今後の課題と考える。

道北地区支部（報告者：清水 明日香）

現状

道北地区支部においては、全体研修である 2016 年度道北地区支部春季セミナーのテーマを「罪を犯した人に福祉は何ができる？」とし、司法と福祉の連携について取り上げた。福祉関係者にとってこれまで関わりが少なかった刑事手続について知識を得た上で、弁護士の活動や刑務所内での改善指導の様子、裁判や刑務所出所の際の福祉的支援の実情などを理解して議論を深め、司法と福祉の連携の必要性や重要性を参加者と共有した。

今後の課題

旭川市内においては、社会福祉士会の会員・非会員を問わず、個別の事案について司法関係者からの依頼に基づき、対応している一部の状況を確認した。依頼を受けた福祉関係者によって、所属先の業務として認められている場合、あるいは、所属先の業務として認められないことから有給休暇を取得するなどして対応している場合があったが、広域な地区支部全体の状況は把握できていない。社会福祉士会として果たすべき役割を明確した上で、地区支部として取り組むべき課題を整理したい。

道南地区支部（報告者：要垣内 善文）

現状

- ・二ヶ月に一度、函館弁護士会との勉強会を重ねている。
- ・『刑事弁護活動等における社会福祉士の支援制度』を立ち上げるために『社会内での福祉的支援の必要のある高齢者・障がい者等の被疑者・被告人に関する協定』を交わすため函館弁護士会と検討中。

検討内容

- ・『刑事弁護活動等における社会福祉士の支援制度』の趣旨・目的
知的障害・精神障害・高齢といった障害等により、社会内での「生きづらさ」を抱えた被疑者・被告人による犯罪の弁護の際、福祉的支援の検討を行うことにより再犯を防ぎ、規範的な解決だけでは不十分な対象者に対し実態的解決を目的とする。
- ・求められる役割
『接見同行』 障害の有無・内容、福祉的支援について意見の提供。
『福祉的支援の検討』 福祉的支援の必要がある時には障害特性、生活歴などにに基づき福祉の専門職として支援の検討を行う。
『更生支援計画書の作成』 前記の支援内容を更生支援計画書として提供を行う。

今後の課題

- ・支援を担当する社会福祉士の確保
現実的には独立型の社会福祉士が担っている状況であり、各機関に所属する社会福祉士は参加出来ていない。物理的な問題もあるが、どのように働き掛けることにより担い手の裾野を増やしていくのかという検討が必要。
- ・提供する福祉的支援の質の担保
担当する社会福祉士により、支援に差があってはならないので相応の研修等支援が必要。
- ・社会福祉士会として、担当者へのバックアップ体制の構築
支援担当を担う社会福祉士が苦しまず、しっかりと悩めるような、バックアップ体制の検討
- ・地域の社会資源とのつながりの強化
地域の相談支援機関、介護保険施設、障害者サービス提供施設へ、本活動に理解をいただきサービスの利用がスムーズに行われるような顔の見える関係の構築
- ・社会福祉士への依頼に対する報酬
現状、函館弁護士会より支援を担う社会福祉士に、援助内容によって報酬をいただくことを検討中。
誰からどのように報酬をいただくのか、今後も検討が必要。

報告の全体をとおして ーまとめと今後の課題ー

以上、北海道内における司法と福祉の連携についての現状と課題について、各地区支部の委員より報告させて頂きました。

当委員会は先述したモデル事業への関りに端をなしています。従って、これらの経緯から必然的に今回の報告も主に入口支援にベースを置いたものやそれらに向けての学びの場をいかに作っているか等の報告が多くなっています。

今回の報告から見て取れるのは、本当にこれらの取り組みが緒に着いたばかり、ということです。弁護士と社会福祉士との個々の連携は散見されるようですが、会としては冒頭の会長挨拶にあるように、「適切に連携していくために」「持続可能な連携の仕組みを会として構築していく」ことを目指す考えです。

この報告書が、そのことを考える一助になれば幸いです。

さて、報告させていただいた委員の多くは矯正施設、障害者支援センター、地域包括支援センター、独立型社会福祉士事務所などで正に司法と福祉の連携に、その業務の多い少ないはあるにしろ何らかの形で携わっています。

今回は、主に各地区支部の取り組みを(主に入口支援を中心に)まとめ報告しましたが、実際の現場での司法と福祉の連携にかかる取り組みは、先の委員の所属に見られるように、入口支援から出口支援まで幅の広いものとなっています。

今後は、入口支援のみならず司法と言う分野での幅広い部分で、社会福祉士がどのような実践をしているのか、するべきか、そしてそのために何をするのかについて、会として取り組んでいくことが必要になるのではないのでしょうか。

当委員会では、「リーガル・ソーシャルワーク研修(仮称)」の2018年度北海道開催に向けて次年度準備していく予定です。会員の皆さんのご意見を頂きながら、司法のニーズに応えられる社会福祉士の研修を、そしてシステムを創り上げていきたいと思えます。

司法分野との連携特別委員会 委員長 湯浅 弥

(参考資料)

- ・ 弁護士さんから社会福祉士会に対する依頼書(被疑者・被告人支援)・・・P1
- ・ 更生支援計画書・・・P2～4
- ・ 弁護士会、社会福祉士会協定書(案)・・・P5～6
 - * 道南地区支部において現在、弁護士会と検討している資料です。
 - 各地区支部での取り組みの参考にしていただければと思います。
- ・ 日胆地区支部 地域福祉ケア学習会 チラシ・・・P7
 - 日胆地区支部で学習会を開催した際のチラシです。
 - 各地区支部での取り組みの参考にしていただければと思います。

- ・ 司法と福祉の連携特別委員会ニュースレター v o l . 1 . 1 ・・・P8～9
- ・ 司法と福祉の連携特別委員会ニュースレター v o l . 2 ・・・P10
- ・ 司法と福祉の連携特別委員会ニュースレター v o l . 3 ・・・P11～12
 - これまで発行したニュースレターです。
 - これまでの各地区支部の取り組みや、委員会での取り組みを掲載しています。
 - 今後の取り組みの参考にしていただければと思います。

※個人情報保護のため、必ず事前に電話をいれてから、F A X送信してください。(T E L : 0138-83-8471)

相談依頼書 (被疑者・被告人支援)

依頼日	平成 年 月 日 ()		
依頼者	所 属		
T E L	F A X		

対象者 氏 名	(イニシャル)	歳	生年月日	T・S・H	年
		<input type="checkbox"/> 不明		月	日
		男 / 女	<input type="checkbox"/> 不明		

住 所	<input type="checkbox"/> 不明
-----	-----------------------------

障がい や精神 状 態	障がい
	<input type="checkbox"/> 身体障がい (<input type="checkbox"/> 手帳所持 (級) (<input type="checkbox"/> 肢体 <input type="checkbox"/> 内部 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 疑い <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 知的障がい (<input type="checkbox"/> 手帳所持 (療育手帳 A・B1・B2 / 級)) <input type="checkbox"/> 疑い <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 精神障がい (<input type="checkbox"/> 手帳所持 (精神障害者保健福祉手帳 (級)) (<input type="checkbox"/> てんかん <input type="checkbox"/> その他 ())) <input type="checkbox"/> 疑い <input type="checkbox"/> 不明
	精神状態 <input type="checkbox"/> 認知症 <input type="checkbox"/> うつ病 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 疑い <input type="checkbox"/> 不明 <small>(特記事項：本人の様子・心身の特徴・話している内容・繰り返し見られる言動等)</small>

学 歴	<input type="checkbox"/> 小学校(卒・中退)	<input type="checkbox"/> 中学校(卒・中退)	<input type="checkbox"/> 高校(卒・中退)	<input type="checkbox"/> 大学(卒・中退)
	<input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> 不明

罪 名 嫌 疑				
------------	--	--	--	--

逮 捕	年 月 日 ()	勾留場 所	現在の 段階	<input type="checkbox"/> 逮捕勾留段階 <input type="checkbox"/> 公判段階
-----	-----------	----------	-----------	--

接 見	第1回接見日時： 年 月 日 () : ~ : /未実施 これまでの接見回数： 回、次回の接見予定日時： 年 月 日 () /未定			
-----	--	--	--	--

起 訴	年 月 日 () /未定	初 公判	年 月 日 () /未定
-----	---------------	---------	---------------

犯 罪 概 要				
------------	--	--	--	--

依頼理 由				
----------	--	--	--	--

希 望	いつまでにどのような関与を依頼したいか (どのようなことに困っているか)			
-----	--------------------------------------	--	--	--

参考様式 3 更生支援計画書様式（例）

〇〇 〇〇氏 更生支援計画書

年 月 日作成

作成者 氏名

所属 〇〇社会福祉士会

資格 社会福祉士

(1)はじめに…作成の経過

- ・依頼者
- ・本人・家族・関係者との面談日時、回数
- ・参考とした資料
- ・その他

(2) 本人について

1. 本人	〇〇 〇〇 年〇月〇日 生まれ 歳
2. 障がいの程度・診断	
3. 生育歴	
4. 現在	
5. 所見・評価	

(3) 支援について

1. 今後の支援	中期(現在～6ヶ月)
	中期(6ヶ月後～1年後)
	長期
2. 支援体制	
3. 処遇についての意見、その他	
4. まとめ	
5. 支援計画作成者	※緊急連絡先 携帯電話

(取り扱い注意)

添付資料

・

*北海道社会福祉士会道南地区支部と函館弁護士会とで今後の支援について結ぶべく検討している協定書案です。現在、双方において検討中の内容ですので、その点を十分踏まえ、参考にしてください。

繰り返しになりますが、あくまでもたたき台であり、双方協議しています。もし、各地区支部において弁護士会と協定について議論される場合の参考になればとのおもいから、勉強会で弁護士会参加者の確認をとり掲載するものです。

社会内での福祉的支援の必要のある

高齢者・障がい者等の被疑者・被告人に関する協定書(案)

函館弁護士会（以下「甲」という。）と北海道社会福祉士会道南地区支部（以下「乙」という。）は、社会内での福祉的支援の必要のある高齢者・障がい者等の被疑者・被告人に関し、以下のとおり協定を締結する。

（社会福祉士の紹介）

第1条 甲の会員が弁護士または弁護士になろうとする者等（以下「弁護士等」という。）として、社会内での福祉的支援の必要のある高齢者・障がい者等（障がいの疑いがある者も含む。）について、社会福祉士による福祉的支援を希望する場合、甲は、乙に対し、社会福祉士の紹介を依頼することができる。

2 乙は、前項の紹介を受けた場合、甲に対し、速やかに社会福祉士を紹介するものとし、これができない場合は、甲に対し、速やかにその旨及びその理由を通知するものとする。

（個人情報）

第2条 弁護士等は、前条の紹介を受けた社会福祉士に対し、自らの責任において、福祉的支援に必要な範囲の情報を開示する。但し、被疑者・被告人に関する情報を開示する場合には、あらかじめ当該被疑者・被告人の同意を得なければならない。

2 乙及び前項の社会福祉士は、弁護士等から開示を受けた情報を第三者に開示する場合は弁護士等と適宜協議する。このことは、この協定の終了後も同様とする。

（報酬）

第3条 国選弁護士・刑事被疑者弁護援助・国選付添人・少年保護事件付添援助の弁護士等は、第1条の紹介を受けた社会福祉士に対し、報酬として、当該社会福祉士が接見に同行したものの、福祉的支援が行われなかった場合は5000円及び消費税を、当該社会福祉士が福祉的支援を行った場合は、2万円及び消費税をそれぞれ支払う。弁護士等は、この報酬の支払った際の領収書を甲に提出することにより、その負担を甲に求めることができる。

2 甲と乙は、本来は前項の報酬が国費で賄われるべきものであり、試行的に甲が負担するものであることを相互に確認する。

(

(協議)

第4条 甲と乙は、本制度の運用について定期的に協議するとともに、相互に協議を求めることができる。

(協定の有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、平成29年●月●日より1年間とする。但し、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定の解除または変更の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後、この例による。

この協定を証するために、甲と乙は、協定書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年●月●日

(甲) 函館弁護士会

会長

(乙) 北海道社会福祉士会道南地区支部

支部長



平成28年度

地域福祉 ケア 学習会

無料セミナー

2月11日(土) 10:00~11:30
 (場所) 苫小牧市民会館 206会議室
 苫小牧市旭町3丁目2番2号

講演

刑務所の内側から～
 受刑者支援の実際と福祉の連携

講師：佐藤 珠美 氏

(講師について)

一般社団法人 北海道ケアマネジメントサポートリンク
 居宅介護支援事業所さいどbyさいど 主任介護支援専門員
 相談支援事業所さいど 相談支援専門員
 札幌刑務所札幌刑務支所(女子施設地域支援モデル事業実施庁)
 にて、社会福祉士として受刑者の支援を継続的に取り組まれている。

(主催) 公益社団法人 北海道社会福祉士会日胆地区支部

苫小牧市山手地域包括支援センター 加藤

お問い合わせ

TEL: 0144-71-5565

Fax : 0144-71-5580

司法と福祉の特別委員会

ニュースレター

発行：北海道社会福祉士会 司法と福祉の連携特別委員会

Vol. 01

平成27年11月号

みなさま、こんにちは

今年度から新たに創設された、司法と福祉の連携特別委員会です。

本委員会の活動内容を紹介させていただきながら、各地区支部での具体的な取り組み等をこの「通信」にて紹介させていただき、各地区支部での司法と福祉の連携が少しでも強まればと願っております。

会員のみなさまは、この通信をお読みいただき、忌憚のないご意見等いただければ幸いです。

司法と福祉の連携特別委員会の目的

北海道社会福祉士会は、昨年、日本社会福祉士会が実施主体である「司法分野における社会福祉士の関与のあり方に関する連携スキーム検討事業(モデル事業)」に参加・協力するため司法分野との連携特別委員会を設置し、札幌地区(犯罪発生率の高い都市部)における被疑者、被告段階の福祉的支援(いわゆる「入り口」支援)を行う際の司法関係者(弁護士、検察庁等)と社会福祉士の連携のあり方、また「入り口」のみで問題解決に結びつかず「出口」支援のあり方も含めて課題・問題点を一定程度明らかにしました。

本モデル事業は平成2014年度をもって終了となりましたが、高齢者・知的障がい者等に関する「入り口支援」を中心とした事案にかかわる組織間連携のあり方、支援を円滑に行う諸条件整備は、すでに札幌以外の地域においても重要な課題となっていることから、2015年度以降も本特別委員会を引き続き設置しこれらに対応することになりました。

具体的な実施事業

被疑者・被告人等の支援に係る司法分野との連携に関すること全般を行います。

具体的に見ていくと、

- (1) 弁護士から入り口段階等での福祉的支援要請があった場合の対応及び仕組みづくりの検討
- (2) 地方検察庁から入り口段階等での福祉的支援要請があった場合の対応及び仕組みづくりの検討
- (3) 研修会の開催
- (4) 各地区支部における司法分野との連携に関する情報の共有
- (5) その他 となっています。

委員会の最終目的は、各地区支部における「仕組みづくり」となると思いますが、性急に「仕組みづくり」を求めるものではなく、まずは各地区支部間での状況の確認・共有をしたいと思っています。

これまでの取り組みと今後

委員会では9月13日に第一回目の委員会を開催しています。一回目の委員会では、各地区支部選出の委員の自己紹介から各地区支部での司法と福祉の連携について情報交換を行っています。

地区支部によっては、実際に弁護士との連携により更生支援計画を作成している、法廷において証言をしている、実際の職務としてこれらに携わっている等々の情報交換がなされました。

実際に司法と福祉の連携そのものはここ数年の取り組みであり、その活動すべてにおいて暗中模索であると言って過言ではないと思います。ですから、実際に司法と福祉の連携がある、無いという問題ではなく、その必要性を認識するところからの取り組みを行っている状況です。

今後は、12月に二回目の委員会を開催。3月13日には前年度に引き続きセミナーを開催(於：かでの27)する予定です。セミナーの詳細は12月の委員会で決めていきますが、みなさまの参加をお待ちしております。

これまでの実践について：モデル事業の取り組みから

概要 Aさん(40代女性、精神保健福祉手帳3級取得)は、コンビニにおいて商品を万引き。これまでも常習的な窃盗を繰り返し、執行猶予中であつた。接見した担当弁護士から、本人の様子から社会福祉士の関与が必要と考え、北海道社会福祉士会へ相談依頼がなされ、連携することとなった。

Aさんに関する情報収集のため、弁護士同席のもと本人と二度の面会、そのほか家族、主治医、関係者等からの聞き取り調査を実施。さらに本人を受け入れ可能な医療・福祉関係機関とも事前に調整し更生支援計画書を作成。裁判所に提出、証人尋問を受けた。結果は実刑判決、矯正施設収監となった。

課題 更生支援計画書は、Aさんが再び犯罪を起ささないための支援方策。そのためにはAさんはなぜ窃盗を繰り返すのかの原因と、それに対応する具体的な支援策の構築が必要です。その上で、本人が今後地域社会で自立した生活ができるよう中・長期的な支援が求められています。

限られた時間での対応であり、必要なサービス(福祉、医療、介護、住居、就労等々)の確保、関わる人材の養成、司法との相互理解と連携など課題は山積しているが、社会福祉士として取り組む課題です。

(道央 安田昌彰)

はじまっています！！各地域の取り組み

釧路での勉強会

釧路地区支部では、福祉的支援に関する3士(弁護士、精神保健福祉士、社会福祉士)の連携を考える勉強会をこれまで3回行ってあります。

お互いの専門的な仕事内容や、役割等を理解していくことで被疑者、被告人段階における司法と福祉の連携のあり方について検討し、一步一步着実に連携に向けて前進していると感じております。

(釧路地区支部 石岡 政)

函館での勉強会

道南地区支部では7月、9月に弁護士さんとの勉強会を重ねています。今のところ弁護士さん、社会福祉士会それぞれ5～6名の参加ですが、将来的には連携の仕組みづくりを目標にして勉強会を重ねております。今後も隔月での開催予定。今月は、下記セミナーで代替えとし、次回は1月に開催予定です。

道南地区支部より 社会福祉士セミナー報告

道南地区支部では、11月15日「司法と福祉 ～道南のいま、これから～」というテーマで社会福祉士セミナーを開催しました。

基調講演には、大阪の田村満子氏(たむらソーシャルネット代表・前日本社会福祉士会副会長)をお招きし「司法と福祉の連携 -各地の現状と展望-」について講演をいただきました。

その後、「道南における現状と今後の目標」というテーマで社会福祉士、精神科病院の社会福祉士(PSW)、刑務所の社会福祉士よりこれまでの実践報告をしました。

日曜日の午前という時間設定にも関わらず5弁護士さんや学生さんまで50名近い参加者を頂き、その関心の高さが伺えました。

基調講演、実践報告ともに質疑、意見交換がたくさん出されことからこのことが伺えます。

と言っても、このセミナーでは、まずは司法と福祉の連携が「ある」という共通認識を持っていただくことが目標でした。参加者のみなさんの反応から、その目標は十分達成できたと自負しています。

第2回 セミナー開催について

日時：平成28年3月13日

場所：かでの2.7

(札幌市中央区北2条西7丁目)

* 詳細は未定ですが、日程のみお知らせします。

今後、年明けのかわら版、HP等で広報いたします。

編集後記・・・

司法と福祉の連携…

聞きなれない言葉と感じる方も多いのではないのでしょうか。しかし、確実にそのニーズは高まり、そして広がっていると実感しています。レターを通して、少しでも関心が高まり、実践へとつながればと強く願います。(ゆ)

司法と福祉の特別委員 ニュースレター

Vol. 02

平成 28 年 02 月号

発行：北海道社会福祉士会 司法と福祉の連携特別委員会

みなさま、こんにちは

司法分野との連携特別委員会の通信2をお届けします。まだまだ始まったばかりの、司法分野との連携ですが少しでも皆さんにご理解を頂きたく通信を発行させていただいています。各地区支部での活動や会員の活動を参考に、未開の分野ともいえるこの分野での活動を模索していきたいと思っております。ご意見、ご感想がありましたら遠慮なくお寄せ下さい。

司法分野における社会福祉士の関与のあり方を考える学習会開催！

委員会では昨年度に引き続き、上記学習会を 3 月 13 日かであるにて開催することといたしました。今回は、函館、札幌で勤務され、現在は名古屋保護観察所にて勤務されています長船浩義さんに基調講演頂き、その後、当委員会の委員より各地域、職域での実践を報告し、私たちの今後の活動について深めて行きたいと思っております。詳細は同封の開催要項をご覧ください。

各支部地区の活動：日胆地区

日胆地区支部では、昨年 12 月 5 日に「累犯高齢者の支援と対応について」というテーマで、弁護士の大谷先生にご講演をいただきました。

「累犯高齢者」という言葉を初めて聞いた方もいらっしゃる中で、参加者は社会福祉士だけではなく医療、介護分野からも多数参加くださり、「入口支援」「出口支援」における理解や、高齢者本人の支援の課題についても、学びを深めることが出来ました。「司法との連携」言葉だけではイメージがしにくく、また敷居が非常に高い印象がありますが、法律職と福祉職が、きちんと「本人の可能性」を相互に理解しあいながら高齢者本人の課題に向き合えるように、お互いが風通しのよい関係づくりから、連携の土台作りを進めていきたいと思っております。

各支部地区の活動：道南地区

道南地区支部では 1 月 18 日 3 回目となる、弁護士さんとの学習会を開催しました。猛烈に発達する低気圧を迎える中での開催となり、人数・時間とも制限がある中での開催となりましたが、今年の活動について率直な意見交換ができました。

今後も奇数月に学習会を重ねていくこと、その先には道南地域における司法と福祉の連携のシステム作りをしていくことができると方向性を確認しました。一つ一つの積み重ねですが、その先にあるものを信じて回を重ねたいと思っております。

編集後記

通信の二号、いかがでしたか？委員会で把握しきれていない会員の活動もあるかと思っております。司法関連の何かしらの活動がございましたら、委員会に教えてください。会員の皆さんで共有していきたいと思っております。(ゆ)

司法と福祉の特別委員 ニュースレター

Vol. 03

平成 28 年 05 月号

発行：北海道社会福祉士会 司法と福祉の連携特別委員会

3月13日 学習会開催！！

3月13日かでの2.7にて、「司法分野における社会福祉士のあり方を考える学習会」を開催いたしました。

年度末という忙しい時期にも関わらず道内各地から50名近くの参加者がありました。

学習会では、函館、札幌で勤務され、現在は名古屋保護観察所にて勤務されています長船浩義さんに基調講演頂き、その後、当委員会の委員より各地域、職域での実践を報告し、私たちの今後の活動について深めました。

基調講演では、「司法分野での社会福祉士との連携についてー社会復帰調整官の立場からー」という題で名古屋保護観察所首席社会復帰調整官長船浩義氏より基調講演を頂きました。

長船氏からは「心身喪失等の状態で重大な他害行為を行ったものの医療及び観察等に関する法律（以下、医療観察法）についての詳しい説の後、その具体的な実践事例やそこから見える制度の特徴などを説明頂きました。医療観察法施行10年を経てこの間に見えてきた司法分野における社会福祉アプローチの必要性など、司法分野と福祉の連携の必要性を改めて強く感じることができた基調講演でした。

基調講演を受け、当委員会委員から道内各地、各領域における司法分野での実践状況について報告をさせていただきます。

報告は、刑務官としての実践、いわゆる入口支援における実践報告、地域における司法分野に社会福祉士の関与のあり方を検討する学習会の報告等、司法分野における社会福祉士の実践が実際に行われているということをも三名の委員により報告をさせていただきました。

それぞれの委員からは実践の中から見えてくる、司法分野における社会福祉実践の必要性と現段階における課題が示されました。

委員会としてはこれらの課題をどのように受け止め、改善していくか、まだ顕在化されていない実践なども掘り起こしながら検討を重ねていきたいと思っております。

尚、委員会では、現時点における北海道社会福祉士会会員における司法分野における社会福祉実践の現状と課題について、来る6月11日の実践研究集会で発表させていただく予定です。



各支部地区の活動：道南地区

他の地域の実践から学ぶ

道南地区支部では弁護士会と定期的な司法分野における社会福祉との連携について学習会を重ねています。

3月の学習会では他地区支部での実践をアレンジし事例検討を行ないました。

弁護士さんからは細々とした部分まで質問があり、やはり事例検討は有意義な学びにつながるものだと改めて思いました。

反面、私たち社会福祉士の専門性をどのように伝えていくか、細々とした質問を受けるたびにドキドキしたのも正直な感想です（笑）。このような回を重ねる毎に課題がみえ鍛えられていくのだろうと思いました。

各地区支部の活動：日胆地区

3月14日に苫小牧地方検察庁の研修会に参加させていただきました。

苫小牧市役所障害福祉課に務める伊藤社会福祉士から、福祉制度の概要や機関紹介のほか、弁護士―検察官―社会福祉士が連携を行ったことで更生支援が行えた事例を報告頂いています。

参加を通し、お互いの専門性を理解すること、役割を理解する事が何より必要であることを感じました。今後も会としての役割、働きについても伝えていきたいと思えます。

新たな支援依頼

道南地区支部に対して、新たな更生支援計画の依頼がありました。詳細はひかえざるを得ませんが昨年に続き二回目の依頼です。担当者としてこれまで二回被告人と面接し、本人からの支援依頼を受け、具体的な支援について関係機関と調整中です。裁判員裁判での公判になりますが、福祉の専門家としての立場から何をどのように伝えるか深く考える日々が続いています。

実践研究集会で発表！！

先述いたしました、私たちの委員会では北海道における会員の司法分野における社会福祉士の取り組みについて、来る6月11日開催の実践研究集会で発表させていただきます。

これらに対する取り組みが始まって、まだ日の浅いところですが委員会としてはそのニーズの高まりを強く感じているところです。これまでの委員会委員や会員の取り組みを発表させていただき、会員の皆さんからも忌憚のないご意見を頂きながら、これからのこれら取り組みに対して方個性を見出すことができればと考えています。多くの方のみなさんの参加をお待ちしております。

編集後記

各地区支部での取り組みや委員会の報告、そして学習会の報告としてニュースレター3号を届けさせていただきました。3月13日の研修会は定員いっぱいの参加者、加えて会員外の参加者も多くみえられ、その関心の高さを伺うことができました。限られた紙面、回数になりますが引き続き情報を発信していきたいと思えます。何かご希望の情報・内容がありましたら委員会までお寄せ下さい。